

令和8年6月29日
出納局契約課

県発注工事における中東情勢の変化による 建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用について

1 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用するに当たり、必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2 対象工事

- ・ 県が独自の予算で行う事業
- ・ 国土交通省所管補助事業

※上記以外の国庫補助事業等については、関係省庁の対応状況に準じて対応していく。

3 適用

本運用は、令和8年7月1日以降に入札公告する工事に適用する。

なお、既契約工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

4 対象材料

ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）

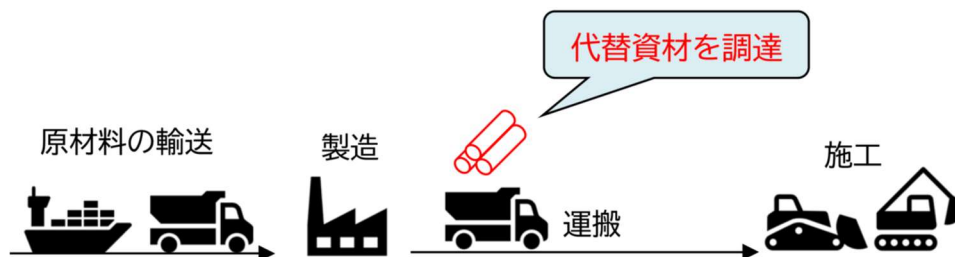
なお、調達検討資材については、受発注者による協議により決定する。

5 対象条件

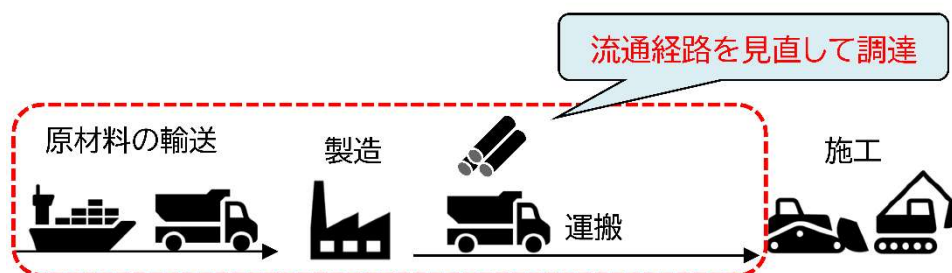
次の（１）～（３）の場合に追加で経費（以下、「別途調達経費」という。）が必要となった場合を対象とする。

なお、これによりがたい場合は、受発注者による協議により決定する。

- （１） 調達検討資材の代替資材を調達した場合



(2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合



(3) 調達検討資材を通常より高い価格で調達した場合



6 設計変更時期

本運用に基づく設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

なお、対象外となる材料において単品スライド条項を適用する場合は、本運用に基づく設計変更契約額を確定した後に行う。

7 設計変更までの流れ

(1) 特記仕様書への記載

- ・特記仕様書に別添1の記載例を参考に本運用の対象である旨を記載する。
- ・既に公告済み又は契約済みの工事については、受注者に対して打合せ簿により同様の内容を周知し、設計変更時に追加する。

(2) 受発注者間の協議及び確認

- ・調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合は、対象材料等について、購入する前に受注者が書面により協議するものとする。
- ・代替資材の調達を行う場合は、カタログ等により、設計図書で求める機能や品質等を満足していることを確認すること。

(3) 証明書類の提出及び差額の算出

- ・受注者から提出された本工事で使用した調達検討資材すべての証明書類（実際の取引伝票等）を基に、調達資材の設計額と実際の購入価格の差額を算出する。
- ・設計額は、工事請負契約締結後における単価適用年月変更時の単価を基に算出する。なお、全体もしくはインフレスライドを適用している場合はその基準日の単価を基に算出する。
- ・差額の算出にあたっては、別添2を参考とすること。

(4) 別途調達経費の計上

- ・精算変更時に、差額を「中東情勢に伴う別途調達経費」という名称で直接工事費に計上し、すべての間接費の対象とする。

8. 対象数量について

- ・対象数量は、証明書類に記載された数量とする。ただし、ロス分を含めた設計数量を上限とする。
- ・設計図書等に設計数量やロス率が明示されていない資材については、受発注者間で合意した換算値や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して決定する。
- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

9. その他留意事項

- ・実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認すること。
- ・本運用に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第27条（スライド条項）の対象外となるため、重複している資材がないか十分確認すること。
- ・設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- ・維持管理業務（工事的役務）において、本運用を準用することができる。